

# 平成 24 年度災害に係る住家の被害認定に関する検討会

## 第 3 回 議事概要

### 1 . 検討会の概要

日時：平成 25 年 2 月 20 日(木)14：30～17：00

場所：内閣府(防災担当)特別会議室

出席者：坂本委員長、奥田委員、佐久間委員、杉山委員、田中委員、中井委員、  
若松委員、  
富田参事官補佐

### 2 . 議事概要

(1) 運用指針の改定案について(検討)

事務局より説明を行い、議論を行った。

(2) 東日本大震災における特例措置の取扱いについて(検討)

事務局より説明を行い、議論を行った。

(3) 部位別構成比について(検討)

事務局より説明を行い、議論を行った。

(4) その他(検討)

事務局より説明を行い、議論を行った。

### < 主な意見 >

#### 議題 1 について

「補遺【東日本大震災級の大規模災害に係る住家の被害認定の調査・判定方法】」の「1.津波による住家被害」の図について、大規模半壊は「床上浸水1m以上」と明確しておくべきである。

同じく「1階天井まで浸水」は、説明会等で、「試算では損傷の程度」など具体的に例示した方が良い。

運用指針改定案の総則では、「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」のみ記載されているが、「東日本大震災級の大規模災害に係る住家の被害認定の調査・判定方法」についても触れておく。

「東日本大震災級の大規模災害に係る住家の被害認定の調査・判定方法」の「2.地震による住家被害」の調査票を作成する。

角度を測定できるレベル(水準器)を使用して床の傾斜を正確に測定することは、測定する適当な箇所など標準的な測定方法を示すこと困難である。

古い木造在来工法の場合、建物は傾かずに床のみが波打つ場合がある。その

場合は床の被害として判断する。

運用指針における柱の傾きの測定方法について、1つだけ柱が折れている場合には残りの3本の柱を計測し、6隅の場合にはいずれか4箇所を計測することよい。

#### 議題2について

「補遺【東日本大震災級の大規模災害に係る住家の被害認定の調査・判定方法】」とされたサンプル調査については全壊の場合に限ることよい。

#### 議題3について

部位別構成比について、現段階では5%刻みとし、実態に合わせた変更を行うことよい。

#### 議題4について

浸水被害のパターンについては「外力あり」「外力なし」の区分ではなく、より被害の実態を表すような表現とすべきである。

(以上)